

令和6年 第11回全員協議会会議録

令和6年5月13日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 新庁舎等建設事業について（総務課）
- (2) 医療訴訟について（総合病院）

協議事項

- (1) 議員研修会について

○出席議員（13名）

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	佐 藤 智 子 君		横 田 喜世志 君
	大久保 建 一 君		関 口 正 博 君
	宮 本 雅 晴 君		倉 地 清 子 君
	三 澤 公 雄 君		牧 野 仁 君
	安 藤 辰 行 君		斎 藤 實 君
	能登谷 正 人 君		

○欠席議員（1名）

赤 井 睦 美 君

○出席説明員（10名）

町長	岩 村 克 詔 君	副町長	成 田 耕 治 君
総務課長	竹 内 友 身 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
総務課長補佐	山 本 貴 志 君	総務課主幹	吉 田 正 樹 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君	総合病院医療連携課長	佐々木 裕 一 君

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
庶務係長	菊 地 恵梨花 君		

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それでは定刻になりましたので、臨時会に引き続いて第11回の全員協議会を開催いたします。議長挨拶は割愛いたします。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） すぐに町長報告事項（1）新庁舎等建設事業について、理事者から報告をお願いしますが、町民説明会については議会側から要望して実現した事項ですので、故意的にお聞き願いたいと思います。

それでは新庁舎の事業について、ご報告をお願いいたします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは新庁舎の建設事業ということで、現在進めております実施設計の中間報告ってかたちで4月15日にやらせていただきました。議会側のほうのご意向もありましたので、それをもってですね、説明会を開催させていただいておりますし、また外観の変更、それから平面図の変更についてですね、利用団体の方の意見を聞いたものを反映させたというかたちで当日報告させていただいておりますので、資料の説明については主幹からよろしく願いいたします。

○総務課主幹（吉田正樹君） 議長、総務課主幹。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（吉田正樹君） それでは、私のほうから中間報告で使わせていただいた資料に基づいて、議会の皆様にまだ出してなかった資料も含めて説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

まず説明会については、4月15日に行いまして、時間は午後6時から午後7時20分まで1時間20分行っています。参加人数は、59名ということでそれなりに参加していただいたというふうに思っています。

資料1ページをご覧くださいと思います。

こちらが議会のほうからのこれまでの検討過程でどういったデザインがあったのかっていうのを町民の方に示して意見を聞いてほしいというようなお話をいただいておりますので、設計事務所のほうでこれまでの検討結果、左上のほうにどういった内容で再検討したのかって具体的な項目がありまして、最終的には右下の実施設計の検討案ということで町に示した設計案が提示されたということで町民の皆さんに説明させていただきました。

これについては、特にご意見等はありませんでした。3階の庇から下に下げたことによって周りの景観と馴染むような感じで違和感がないってことで前向きな意見をいただいたこともありますし、またお金の面で下げるならそもそも庇等設置しないほうがいいんじゃないかってご意見をいただいたところですが、そちらについては、これまで基本設計、実施設計等進めてきた中で今から0に戻すのはなかなか難しいってことで説明させていただきまして、参加された方におきましてもご理解をいただいたところです。

次に2ページ、3ページについては、こちら3月の議会の全員協議会で説明させていただいた内容になりますので、省略させていただきます。

次に4ページになります。4ページは庇の形状を2階に付けたあとに3階がむき出しになるので、それをどういったかたちでまとめるのかっていうようなA・B・C・D案の4つを町民の方に提示をさせていただきました。

町の評価、設計事務所の評価が記載されているとおり、A案で特に町民の方からの反対する意見はなかったということでこのようにこの図が小さくて分かりにくいと思いますが、屋根が垂直なのかちょっと庇がついているのかってことですが、A案で進めたいと考えています。

次に5ページになりますが、こちら公民館の利用団体の方から意見をいただいた部分で、どういったふうに設計に反映させたかって平面図になっています。

内容についてはこちら3月の全員協議会で説明していますので割愛したいと思いますが、赤字で①から⑥までそれぞれ書いている部分について修正を行ったものとなっています。

あと一か所だけ、6ページの右側の⑥と書いているところ、3階の和室と第2集会室を入れ替えてことで、3月までちょっと協議を進めていましたが、和室の防音対策がなかなかしてしまうとふすまの部分が鉄の扉になったりとか、重厚感が出るものとなるので、ちょっと事務所に近いのはすぐわないんじゃないかってことで、改めて当初案に戻させていただいております。それで和室が上で第2集会室が下ということとしております。

次に7ページとなりますが、1階の第一集会室と多目的交流スペースの間仕切りの種別、こちら口頭で前回説明させていただきましたが、こういった4つの仕切りがあってその中で解放感と防音性能の中間をとって③の可動式のガラス壁にしたいということで説明させていただきました。町民からも特にご意見等はありませんでしたので、なにものなればこのまま進めていきたいと考えています。

次に8ページになりますが、これは1階から3階までの吹き抜けがあることによって、転落防止の措置を建築基準法の基準より安全なかたちで進めてほしいというご意見をいただいておりますので、3階よりも2階の床をちょっと吹き抜け側に出すことによって、直接落下を防ぐってかたちで対策をしています。また、手すりの高さも基準が110cmに対して120cmということで少し安全性を上げたというふうになっています。

次に9ページは建物配置図になりますが、右上のですね、警察署の建設予定地ってことで前回よりも詳しく表示しているところです。こういったかたちで町民説明会を勧めさせていただいておりますが、平面計画に関しては公民館の利用団体からの意見ということで大きな反対はなく保健センターのトイレの部分、健診に伴って採尿で順番待ちすることとかも含めて必要な個数を整備していただきたいという意見だったり、八雲の雪室に対応した建物となるように雪庇や落雪、排雪に関する対策をしっかりと検討していただきたいと。

それから自衛隊基地に隣接するために総合対策等も考えていただきたいというご意見をいただいたところです。庁舎の変更点については以上となります。

(3) その他として、今年度、旧養護学校の用地の取得を考えておりまして、第2回定例会に補正予算を上程を予定しております。

土地の金額については申請後、改めて示されるものとなりますが、今段階の概算金額としては1,234万円程度ってことで補正を予定しておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（千葉 隆君） ただいまご報告をいただきましたことについて、皆さんからご意見を伺ってまいりたいと思いますが、何かございませんか。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） 1 ページ目の右下の案で進むことになっていると思いますが、この無落雪っていうのに二重丸がついていますが、真上から見たときにどういう図になるのかなっていうのが、茶色いこげ茶色の屋根よりも庇のほう面積としては広いってイメージなんですけれども、やっぱり雪の積もり方がなんか心配なんですよね、3階の窓が塞がるような雪の降り方の場合、除雪とかどのように、除雪は二階戦術でやるかやらないかでしようけれども、真上から見た図はどういうふうになりますか。

○総務課主幹（吉田正樹君） 議長、総務課主幹。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（吉田正樹君） 上空から見たイメージはまだできていなくて、これから設計会社からはこういうイメージというのはあると思いますが、今示すことができません。大雪降ったときにどういうふうに雪を処理する課かについては、2階の大きい庇の窓から何メートルって部分をコンクリートで固めて、そこに3階からの雪を落としても人力で寄せたり、そこから下におろすなりっていうのが可能な人が出るような。そういったことで下を歩いている人にも落ちないし、メンテナンスもということとなっております。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） それだけ誰がやるのかっていうと職員がやると思いますが、その分本来の業務の時間が割かれてしまう。本来確保できる時間が除雪に奪われてしまうのではないかって思いますし、なんか大丈夫なようですけども、本当に庇に雪がぐるっと積もったときにですね、やはり窓が塞がるとかですね、一部では入りできたらいいってことかもしれませんが、その上の屋根が庇に庇を覆って庇に雪が積もるのを防ぐっていうならわかるんですが、この図だと明らかに庇のほうが大きいから、当然雪は積もりますと思うんですけども。かっこいいデザインなのか知らないけれども、実用的にはちょっと職員の仕事時間も奪うようなデザインじゃないかと思うんですが、どんなものでしょうか。

○総務課主幹（吉田正樹君） 議長、総務課主幹。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（吉田正樹君） 基本は無落雪ってかたちで落ちてこないようになりますが、想定以上に雪が降ったら3階から雪庇やつららが落ちてきますね。落ちてきたときには公務補がおりますので、その方が対応したり、状況を見てあまりにも多いようだったら委託も考えられるのかなと思います。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） 真上からどんなふうになるのか示してもらえたらなと思います。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今業者のほうで前ここでお示したような模型も作っている最中ですので、そういったものができたときにイメージしやすいのかなと思いますので、でき次第皆様に見ていただきたいと思います。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 今の佐藤さんの心配事からいくと、3階の窓から大屋根の上に乗れるんだよね。そういう考えでいいんだよね。乗ったあとずっと安全を確認しながら歩いて行ったら屋根の先端まで行ってもいいのかな。行けるんだね。それくらい強度は大丈夫なのね。

もう一点聞きたいんですが、今回警察用地のお話がありました。車等の侵入が矢印でいくつか示されていますが、警察がこの角地をほしがったって話のときに、いわゆる十字路の交差点、どちらからでも青信号が出れるようになって話を聞いていたので、そうなる警察のことですから分からないかもしれませんが、一応木があるような絵を書いています、今書いてある黒三角のところ以外のところから2か所警察が出る出口が作られると想像していいんでしょうか。

○総務課主幹（吉田正樹君） 議長、総務課主幹。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（吉田正樹君） 警察からまだ設計の段階ですが案ということで情報をいただいております。警察はその用地だけで警察も独自にこの敷地に対して建物が小さい枠があって、それで駐車場というかたちになっております。出雲通側に2か所、それで東側も2か所。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 三澤議員のご質問の中で、今、図面は木を配置していますが、実際はなくなる感じです。それで今言ったように出入り地が何か所か警察の用地の中にありますので、その辺確定したら。

○議員（牧野 仁君） はい。

○議長（千葉 隆君） 牧野さん。

○議員（牧野 仁君） 4ページの雪に対する性能について、A案ではほとんど二重丸で、つららだけ三角、同じような屋根B案、C案が二重丸でその評価っていうか、どの程度なの、つららの部分。

例えばつらら 30 cmもあつたら1 mまでなるのかわからないけれども、無落雪で雪が積もるから雪解けで温度によってつららができるって予測があると思うんだけど、B案、C案が二重丸でどうしてA案だけが三角なのか不思議。その辺。

○総務課主幹（吉田正樹君） 議長、総務課主幹。

○議長（千葉 隆君） 総務課主幹。

○総務課主幹（吉田正樹君） A案とC案は3階の屋根からのちょっとした庇が、2 mくらいの庇が付く予定なんですよ。それで下向きなんです。なので、多少なりとも水が垂れてきてつららができる可能性があるという。それで、C案は垂直な屋根で内側が引っ込んでいる雪を溜めるタイプで雪庇ができるかもしれませんが、つららっていうのがなかなか想定できない、可能性が少ないという評価ですね。

C案も庇なんです、上向きの庇で水は外側には垂れない、中に入るタイプなので。以上です。

○議員（三澤公雄君） そしたら、つららって3階の屋根にできるつららってこと。大屋根じゃなくてね。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。
ないようですので、次に行ってよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） それでは新庁舎建設事業については、これで報告を終わらせていただきます。それでは（2）医療訴訟について総合病院のほうからご報告をお願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 医療訴訟について、説明いたします。

新聞報道等でご承知のことと存じますが、当院では現在、医療訴訟1件を抱えておりまして、函館地方裁判所において係争中でありましたが、この程、判決が言い渡されましたので報告いたします。

別紙をご覧ください。1概要につきましては、平成26年1月に町外在住の当時53歳の女性が、脳静脈洞血栓症を発症し、その後、半身不随、失語症となったものであります。

2訴えまでの経緯ですが、平成18年12月25日、過多月経、動機、性器出血を主訴に産婦人科を受診し、止血目的にドオルトン錠を処方しております。このときの状況は、身長160cm、体重110kg、血圧168/98でありました。

②平成19年3月5日には、過多月経に対する治療を検討しましたが、高度肥満であることから深部静脈血栓症のリスクが高いと判断し、手術療法を忌避し、今回、争点であります、アンジュ28錠による治療を選択しております。

なお、同日の血液検査等では異常はなく、禁忌といえる状態ではありませんでした。以降、アンジュ28錠につきましては継続処方することになります。

③になりますが、子宮がん検査は、年1回の割合で施行し、子宮腺筋症の診断結果から手術を進めますが、アンジュ28錠の継続処方を希望しておりました。

その後の主だった経過は記載のとおりであります。④平成22年9月8日には、体重79kgとなり、手術に伴う深部静脈血栓症のリスクが軽減されたと判断し、子宮摘出術を進めております。

その後⑤、平成23年8月17日、手術を進めますが、退職後でなければできない旨の返答であり、以後の血圧・体重は問題なく経過していました。

⑥平成25年11月20日がアンジュ28錠の最終処方となっております。

⑧平成26年1月16日、構音障害、左上肢の麻痺から、当院脳神経外科を受診した結果、脳出血、静脈洞血栓症、くも膜下出血の診断で入院となり、翌日になり、意識障害の進行、出血が増加したため函館脳神経外科に転院となり開頭手術を施行しております。その後、リハビリ目的の転院を経て、平成26年7月16日に退院の運びとなっております。

1ページから2ページにかけてになりますが、その後、医薬品副作用救済制度を活用した救済を申し立てましたが、不支給の決定がなされ、国に対する審査請求、最終的には札幌地裁に訴訟提起をしましたが、請求棄却の判決に至っています。

次に、3訴状の概要ですが、平成29年10月6日付け訴訟提起、当院におきましては、10月31日に受付しており、八雲町と当時の主治医を相手取り、総額3億5,199万6,798円と利息及び訴訟

費用の支払いを求める内容となっております。なお、原告A氏は本人、原告B氏はその夫、被告C医師は主治医であります。

4原告の主張は、アンジュ 28錠の投与が原因で、脳静脈洞血栓症を発症したものであり、添付文書の注意義務違反、これは高血圧や肥満が禁忌であるとともに、適切な検査義務果たしていなかった旨の主張であります。

一方で、5当方の主張は、当院の診療行為と脳静脈洞血栓症の発症に因果関係を認める根拠は全くなく、全面的に争ってきたものであります。

その反論の根拠として、こちら側が提出した医学意見書は、産婦人科を専門とし、中でも産婦人科血液学、血栓症を専門とし、各種ガイドライン作成や関連各学会の代表も務める、日本を代表する第一人者の先生に作成いただいたもので、因果関係がないことは明らかになっております。

6裁判の経過ですが、平成29年12月12日の第1回口頭弁論以降、弁論準備を経て、その後、尋問、不調とはなりましたが和解協議、令和6年5月8日の判決言渡しに至っております。

3ページになりますが、7裁判の判決結果は、被告八雲町は、原告Aに対し、1億9,444万7,629円を及び、令和5年11月18日から支払いに至るまで年5分の割合による金員を支払えという内容であります。

また、原告Bの請求は棄却、訴訟費用は、原告Aと被告八雲町との間に生じたものは、3割を原告A、7割を被告八雲町の負担とし、原告Bと被告八雲町との間に生じたものは原告Bの負担という内容であります。判決額は非常に高額で、また、当方の主張が認められない部分もあり、非常に厳しい判決結果であると受け止めております。

8今後の対応ですが、今回の判決を受け、当方の弁護団及び保険会社と協議の結果、①脳静脈洞血栓症との因果関係を認めた判決であること、②こちら側の医師意見書が評価されていないこと、③介護費用や逸失利益の算定根拠が不適切であること、④損害賠償額が非常に高額であること、などから、札幌高等裁判所に控訴することといたしました。現在、委任弁護士により準備を進めているところであります。

その他といたしまして、資料には記載しておりませんが、この度の判決で、1億9,444万7,629円の支払いに関しましては、仮執行宣言が付されております。

これは、ただちに強制執行を申し立てることができるものであり、仮に控訴されても執行は進むこととなります。具体的には、当院の預金、現金、資産などの差し押さえなどが可能となります。

この仮執行をとめる手立てとしまして、仮執行免脱宣言という制度があり、裁判所へ申し立て、裁判所が定める供託金を納めることにより免れることができ、申し立てを進めることとしております。

しかしながら、供託金の支払いは早急な対応が必要であるということと、金額は賠償額の7割から8割程度との情報も得ており、当然ながら既存予算での執行は不可能であることから、供託金が明らかとなった際には、専決処分により補正予算の計上をさせていただきたく存じます。

想定される額としましては、1億3千万円から1億6千万円程度と予想しておりますが、損害賠償額とは区別され、支払った額は、最終的に確定された後、戻ってくることとなりますので、ご理解をいただきたく存じます。

また、当院の保険金賠償額の上限は1億円となっており、現段階の判決では大きく上回っていることから、控訴審においては、当方の主張が認められるよう弁護団をはじめ関係各位のご尽力をお願いするところであります。

以上、大変ざっぱくではありますが、医療訴訟についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） このことについて皆さんのほうから何かございませんか。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 医療も裁判も素人ですが、新聞報道にはここまで詳しくは書かれていないので、大方の町民はまた違う受け止め方をしていると思いますが、これを読むとですね、独立行政法人医薬品医療機器総合機構という国みたいな機関がさ、不支給決定の根拠が医薬品の適正な使用じゃないってことを根拠にしているんでしょ。

これなんかが相当裁判に影響しているのかなと思うので、今後の対応として控訴するのは損害賠償額も大きいので当然だと思いますが、一方でこの独立行政法人のほうにも適正な使用をしていたら根拠で被告に対して戦うのであれば、この法人に対しても訴えを起こさないと、何か正当性とかそういうのが客観的に見えなくなるのではないかと思うんですね。

それで、またさらにそういう訴えを起こすことによって報道されると、町民を含め、総合病院の正当性なんかも浸透していくのかなと思いますが、そういうことは弁護団は考えなかったのかな。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 非常にポイントといいますか重要な部分、十分認識しております。あくまでもこの原告側がですね、いろいろ（聞き取り不能）のほうに申立てをした中で、最終的には札幌地裁のほうまで行って棄却されてしまったということで、こちらからまた裁判を法人に対して起こすということにはならないのかなということで弁護団のほうとも協議はしておりますけれども、まず当院側としての一番の主張はアンジュ 28錠、こちらに関しては因果関係は全くないということをこれは当初から否定していて、この部分が（聞き取り不能）というところで非常に残念なところではありますけれども、これから詳細を集めていくんですが、どういった追求していくかといった部分はこれからになりますが、次の二審のほうで我々の主張が認められるように願っているところであります。以上であります。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 先ほど言った理由はもう一つありまして、患者さんと争っているわけですが、不支給決定をした医療法人に対して、その判断は間違っていると、アンジュ 28 って一般的に多くの利用者のいる薬でそういった処方ミスは認められないっていう主張であれば、この法人に戦いを挑むことによって患者さんにも寄り添っているって、間接的にそういった見方もされると思うので、僕はここは是非触れるべきではないかなと思うんですね。単純な今の控訴だけを見ると。患者と争う要因というか、そういったイメージで患者側に同情する方々にとっては非常に総合病院が悪く見られるのかなと思うんです。医療の見方としていろいろあると思いますが、そういった人

達にもそもそも支給決定したところの判断が私たちにとっても不服があるという訴えはくり返しますが僕はすべきではないかと思いました。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 今の話ですが、まずちょっとこの場でどうするかというお話はできませんが、持ち帰って弁護団とお話をさせていただきたいと思います。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○議員（倉地清子君） 相手方とこちら側の因果関係はないっていうことで、血栓症の権威の方に相談を受けて文書を提出しているってお話でしたが、あちらは独立行政法人の医薬品の処方箋というかアンジュ 28錠の文書で、高血圧ってことを提出しているんだけど、なんかちょっと矛盾を感じる部分があって、平成 20 年からずっと投与していますが、血圧高いと思うんですね。

それに対して、後発剤を投与しているけれども、アンジュ 28錠っていうのは処方されているんだってイメージがあるんですけど、因果関係がないって部分を教えてもらえたらなって。血圧は特にこの禁忌って書いてるけれども、禁忌ではないっていう考え方なんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 難しいところではありますが、血圧が高くてそして体重もそれなりにあったということで、これはもう添付文書上は慎重に投与してくださいという内容となっていると思います。その辺については医師の裁量で処方も完全に駄目ってことではないですので、その判断をされたと思いますし、その後は血圧等も体重も問題なく手術もできるような状況になっております。

今回の判決の中でちょっと詳しくは触れていませんが、実は最終処方ですね、11月20日だと思いますが、ここの処方が脳静脈血栓症を発症した原因ではないかという判決内容になっております。以前も確かに注意義務違反やそういった部分での瑕疵というかそういった部分があるにしても長い期間処方している中で発症していないということはそういうことだろうと。

最終的に発症した最終処方11月20日という判決は整理の中になっております。私のほうとしても、どうしても非常にどう理解していいか、非常に困惑しているところではあります。この辺は弁護団、顧問弁護士もおりますので、十分にこれからの働き方を整理しながら進めていきたいと思っております。

○議員（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○議員（倉地清子君） この今この方はどんな生活をされていますか。麻痺があつて車いす、どんな生活なのか教えてください。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 車いす生活はされております。ちょっと失語症の点については、当然会話しておりませんのでわかりません。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（三澤公雄君） もう一つだけ聞いていい。

○議長（千葉 隆君） はい。

○議員（三澤公雄君） その今 11 月 20 日最終処方で、そこから約 2 か月経って左手のしびれって、左手のしびれって本人が自覚していても、2 日経ってから病院行ってるんでしょ、そういったことを考えた場合に、裁判で争っていることと言いつづらいかもかもしれませんが、薬の問題より患者側の医療への受診遅れ、いわゆる患者側の落ち度、そういった観点は裁判では争ってないんでしょうか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 今回の訴訟の中では、具体的にたとえば患者さん側がこういうことをするべきであったですとか、今おっしゃったようにそういう自覚症状が出たのであれば患者本人の責任と言いますか、ちょっと強い言い方になりますが責任の下に自分で受診をする、検査をしてもらうっていうのが必要なのではないかっていう点では当院としては主張はしてございません。というのは、なかなかこの患者さん側に過失を求めるということに関しては自己判断をあくまでして受診されたりだとか、ほかの方から促されて受診したり、いろんな受診動機があるので、そこを想定化するのには難しいのではないかって部分は考えてございます。以上です。

○議員（三澤公雄君） わかりました。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） 最初に処方したのが平成 19 年で最後に処方したのが 25 年、約 6 年間くらいかな、処方の薬をしたってことですが、この間ってこのお医者さんってお一人のお医者さんがずっと担当で処方し続けたってことなんですか。それとも出張医とかその都度処方した医者が違ったってことですか、どうなんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 基本的には主治医の先生が見るかたちになりますすが、出張医の先生も来ていますので、処方を出張医の医師が出すと。出張医の医師が処方するってこともありました。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） そしたら、責任を問われている C 医師っていうのは、最後に処方したのが C 医師であって、これまでも何回も処方しているのは違う医師も処方していたってことですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 実は最後の処方も出張の医師が処方しております。ですので判決結果からいいますと、主治医の C 医師には賠償命令は下ってはいない。全て八雲町にという判決になると思います。

この C 医師に対しては、そういう注意義務違反やそういったものはあるにしても、先ほども説明しましたが、最終の 11 月 20 日の処方が因果関係といえますか、これによって発症したであろうっ

ていうのが裁判官の見解でございまして、C医師に関しては今申し上げましたとおり、書面で威圧されてはいないということでございます。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 今の話を聞いてね、担当医だからそういった責任のあれでC医師になるのは分かるんだけど、実際に今の総合病院でも出張医さんと担当医の間で、カルテの共有っていうのは僕電子カルテだしそんなもの共有当たり前だと思うんですが、患者さんの中でいくつか聞くのは、担当医じゃなかった人に診てもらって処方された薬を本人は疑いながらこの薬でよかったのかなと思いつつ飲んでらちよと違う結果になったとか、あとから担当医がその薬を使用をすぐにやめて違う処置をされたとか、担当医と出張医の間で同じカルテを見ているのに、なぜそういうことが起こるのかって疑問をいくつかの例で聞くんですけども、今回の裁判がどうかっていうわけではなくて関連だから質問させていただきますが、そういったカルテって共有するものがありながらなぜそんなことになるのか、患者さんが疑問を持つ結果が出るのかをどこかの場面で聞かなきゃなって思ってたんですけども、そういうことは事務方は掴んでいませんか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 三澤議員おっしゃるとおり、診療のカルテの医師ですとか、医療従事者の必要に応じて必要な範囲で閲覧して情報共有するものですから、完全に行われていればですね、いろいろな情報が共有されて、注意を要するですとか、そういうこともあるというふうに思います。

それで当時紙カルテの時代でしたが、診療のときにはカルテ出しをして患者さんに合わせて過去の治療の履歴だとかも見ていきますので、一つひとつの診療に携わっていないので断言はできませんが、医師はカルテを見てその履歴に応じて診療しているものかと思いますが、医師も人でありまして、今回の件でそういうミスがあったかどうかは私どものほうでは判断のしようがありませんけれども、完全にそれをミスなく全て把握できるってことに関しては一方では完全にはできないのかなって印象があります。

ですから電子カルテになってから特にいろいろな記載をするように、たとえば医療安全の研修会、これはいろいろ医療裁判とこれが証拠になってきます。カルテのみが客観的な証拠で扱います。どんなに法廷で担当者あるいは医師が証言をしたとしても、それを裏付けるカルテがなかったらなかなか信頼に足るものがございませんので、ここは検証の中できちんと動機付けしておりますし、これからも動機付けしてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議員（三澤公雄君） すみません、関係ない質問をして。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（佐藤智子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○議員（佐藤智子君） 確認なんですけど、その差し押さえされる可能性があるっていうのは仮執行だからってことだと思うんですが、難しい言葉がいろいろあってよく分からないんですが、免脱で供託金を専決処分して支払ったら、差し押さえ等はされる心配はないってことですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

- 議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） そのとおりでございます。
- 議長（千葉 隆君） ほかに。
- 議員（倉地清子君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 倉地さん。
- 議員（倉地清子君） 新聞で見たのでは34回投与ってなっていて、これ投与し始めたから7年くらい経っているんですね。これ毎日飲むんじゃなくてそのときだけってものなんですか。細かい話ですみませんが、34回ってね。13年11月までの間に計34回経口避妊薬を処方され服用している。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。
- 議長（千葉 隆君） 事務長。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 一回の処方では何日分ってありますので、それなりの認められた処方周期で処方していたものというふうに思います。
- ただ、具体的に一日当たりどの程度の内服されていたかとか、それについては今資料を持ち合わせてないので、どの頻度でこういった量を内服されていたかはすぐにお答えすることはできませんのでご理解ください。
- 議員（倉地清子君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 倉地さん。
- 議員（倉地清子君） 私も医療者従事者ではないし、薬のことははっきり分かりませんが、この平成20年のときの健康診断で171/93とか血圧が高い日があったということですが、こういう日に投与されているってわけではないんですよね。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。
- 議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） この間も継続的にですね、処方はされてございます。
- 議員（倉地清子君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 倉地さん。
- 議員（倉地清子君） すみません、でもちょっと確認だけさせてもらっただけなので大丈夫です。
- 議員（関口正博君） はい。
- 議長（千葉 隆君） 関口君。
- 議員（関口正博君） 裁判の経過の中で今年の1月16日に和解協議が不調になったということですが、これはどのようなかたちで和解協議が進められたのか、こちら側から上限提示して和解しようとしたのか内容について教えてください。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。
- 議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） この和解協議については裁判所が介入した中で双方集めて和解協議をしたところですが、先ほどもお話をした、まず相手側が相当高額な損害賠償請求をしておりますので、こちら側が思うような額では当然のっていただけないだろうと。
- それと一番は因果関係を認めるところ、相手方はおそらくですが、因果関係を認めてそれ相当の損害賠償額を払ってくださいと。当然こちら側としては飲めるような内容ではございませんでした

ので弁護団で当院も入りますが保険会社含めてこれは無理でしょうってことで不調に終わったところでございます。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） ということは今回の判決事例に近いかたちの和解ってことが裁判所の仲介でされたってことなんですね、そしたらね。わかりました。ありがとうございます。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 今後ね、この産婦人科にかかってこういった低用量ピルの処方を希望する患者さんに対して、今回の裁判の反省っていうか顧みて対応の仕方は変わってくるのかな。どうなんでしょう。こういった高血圧症と思われる方だとか、かなり体重の多い方なんかでもこういった低用量ピルを希望されたときに処方の仕方が変わってくるイメージでしょうか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 使用にあたって禁忌になる場合は、当然これも含めて薬剤の提供、処方ですね、それにあたっては患者さんにはきちんとした説明、一般的にはリスクとベネフィットといいますが、どれくらいの利便があつてどれくらいの危険性があるかは患者さんに説明をしてございます。

ですので、取り立てて具体的に特別な何かをというのは今のところ考えていませんが、今回ここまで争いになって、やはり当院も相当なダメージを様々なかたちで受けているので、全体的に言えることは患者さんへの情報提供しっかりこれからも行っていくべきだと思っておりますし、いろんな整理がついた段階で院内の幹部には、実際に争点でついでいったところも含めて情報共有して概要を十分行うように周知はしたいと考えています。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 間違つた対応はしていないので、これまでどおりまたこれまでやってきたことをわかってもらうために、よりわかりやすくやっていくってことですよね。わかりました。

○副議長（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○副議長（黒島竹満君） この和解の話は今回最後この最後の一回だけなの。その前に和解の話つて出なかったの。この何年間の中に。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 和解に関しては今回1回だけでございます。

○副議長（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○副議長（黒島竹満君） その前に和解の話はまったく出なかったってことなんですか。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（千葉 隆君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 話は出てございませんでした。相当長くかかっていますが、双方の意見書やそういったもので今まで争ってきておりましたので、和解に至るという状況ではなかったという部分でした。

○副議長（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○副議長（黒島竹満君） 和解っていうのは、お互いの弁護士だとか裁判長からこの辺でどうだべって話が中間であるんじゃないかなって思うんだけど、それもなかったと。わかりました。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

判決自体がある程度、非常に高額だから控訴するっていう部分も含めて4項目控訴の理由を上げていますが、因果関係が認められた判決だからそもそも認められないという主張だと思うんですけども、これを覆すだけのものが新たな証拠っていうのは出せる状況を踏まえて控訴するんですか。要するに今までの地裁の判決でそれぞれ証拠出して一方は因果関係があるからということで最終的には裁判所が認めて1億9千万円の支払いをもって判決を下して、それで控訴する側は因果関係が認められたから認められたから被告としては因果関係がないと。ないのに認めたから控訴するっていうんだけど、だから因果関係を認められないって新たな証拠なりを提出するようなくらいのものが今後準備できるという判断のもとに控訴するのか、これまでと同じような主張の中で対応するのか、あると思うんですけども、なかなか一旦判決受けた部分を逆転するようなかたちでは非常に厳しい状況もあるのかなと思うんですけども、相当なやっぱり新たな証拠に基づいて逆転できるような、逆転判決できるような自信というかそういう部分があって弁護団の一致した意見として持つてるんでしょうか。そこまではないか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 議長、事務長。

○議長（千葉 隆君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） これから札幌高裁に控訴するにあたって、斬新なといいますか、新しい証拠を提出っていうのが現在のところは弁護士からは聞いてございません。ですので、これまず高裁でどのような判断が下されるか訴訟を起こしてその結果を見て最終的に判決によって停止されますので、現段階において本訴訟が逆転できるものかっていうのは担保は全くございません。

ただ、当町の弁護団を権威ある医師からですね、きちんとした因果関係を否定する意見書は既に出して、これに向き合ってくださいっていうのが裁判記録の中にもおそらくあると思いますが、それを主張しています。最終的に相当なボリュームのものを提出したつもりですし、その書面的資料的価値はある程度はあると判断していますので、我々としてはきちんと意見書が評価されていないのではないかっていうのが、まず一つ大きなものがございます。

ただただ因果関係があるということではなくて、こちら側から既に提出したものをきちんと裁判所で評価いただいているのかがやっぱり疑問が残るところでございますし、それと高額賠償っていうのも当然ございます。将来の介護費用も含めた賠償ですので、担当弁護士からは、たとえば死亡事案よりも高額になる傾向があるってことですから、100%否定もできませんが、それにしてもこの額が非常に高額なもの、賠償を命ずられたのは最終的には町民の財産の中からのたとえば当院が裁判を諦めたときには出すことになるので、ここはやはり適正な判断をしていただきたいというもとで争いたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

なければ 12 時過ぎているのでこれで終わりたいと思います。ご苦労様でした

◎ 協議事項

○議長（千葉 隆君） 事務局から議員研修会について。

○議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） 例年、札幌市で北海道の議員研修会が行われておりまして、その議員研修会の後に単独の議員研修を行っていますが、今年度についてはまだ詳細な日程は確定していませんが、日にちとしては 7 月 2 日火曜日に北海道の議員研修会が行われる予定です。

例年どおりであれば、1 時から 4 時半くらいまでの間で議員研修会を行うこととなるので、もしも単独で議員研修を行うのであれば、その次の 7 月 3 日の日に単独研修を行うのが理想かと思うんですが、なので単独研修を行うのかどうかと、行う場合はどの辺の視察、昨年度はエスコンフィールドを視察していますが、どのあたりを視察したいかってことがあったらご協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） いずれにしても 1 日で行くったら、強行日程なので相当遅くなると思うので、例年どおり何か後日含めて研修ということはどうでしょうか。

それで、場所については議員会のほうに任せます。内容等については議員会のほうでお願いすることによって調整していただくことでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） そのほか、皆さんからなかったら終わりたいと思います。

○議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） すみません、一点だけ。

○議長（千葉 隆君） どうぞ。

○議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） 役場の新庁舎の関係で総務課から話があったんですが、今のところ 1 階のロビーにふるさと納税の PR とかそういった広告のモニターを付ける予定で、その関係で議会中継についても 1 階のモニターでも流すことが配線を整備したら可能だったことですが、そういった希望があるかどうかということで質問が来ていたので、どうでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 配線だけはやってもらって。駄目だったら中継やれば。できる環境だけは整えておくことでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ということなので。

ほかになければ、これで終わりたいと思います。

[閉会 午後 0 時 11 分]